

# 反差別国際運動インターン報告

人種差別撤廃委員会第78会期と国連人権理事会第16会期に参加して

大城尚子

## 要約

筆者は、反差別国際運動（IMADR）ジュネーブ事務所のインターンとして2011年2月中旬から3月末に開催された人種差別撤廃委員会第78会期および人権理事会第16会期に参加した。その知見をもとに、インターンシップの活動および筆者の関心領域である植民地主義に関して報告する。

## はじめに

筆者は、部落解放・人権研究所の原田伴彦記念基金の支援を受け、反差別国際運動（IMADR）のジュネーブ事務所のインターンとして、人種差別撤廃委員会第78会期と国連人権理事会第16会期に参加した。インターンシップ応募への動機は、筆者が現代の植民地主義を研究しており、政府間会議である人権理事会の場における旧宗主国の、旧植民地国あるいは地域への発言や様子を直接肌で感じたかったからである。また、植民地主義問題を「人道に対する罪」として歴史上初めて旧宗主国が認めたダーバン会議に関係する人種差別撤廃委員会において、植民地主義と近年顕在化する問題との関係に委員たちがどう言及するかという点に関心があったからである。

本稿では、IMADRのインターンとして参加した会議において、筆者が把握した範囲を、限られた紙数で報告するものである。

## 1 人種差別撤廃委員会の概要

人種差別撤廃条約とは、1963年第18回国連総会において、「あらゆる人種差別の撤廃に関する国際連合宣言」の採択後、1965年12月21日に

採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」<sup>[1]</sup>であり、1969年1月4日発効した。条約がつくられるきっかけとなったのは、反ユダヤ主義を煽り立てるネオナチズムの活動が盛んになったこと（1959～60年代）、南アフリカのアパルトヘイト（人種隔離）政策だといわれている<sup>[2]</sup>。また、人種差別撤廃条約は、個人からの通報を含む国際監視システムを設置した最初の国連条約である。

人種差別撤廃委員会は、条約の第8条に基づいて設置されており、専門委員は18名で構成されている。委員の選出は、「委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる」<sup>[3]</sup>こととされている。会合は、原則として、国際連合本部において開催することになっている（第10条4項）。委員会は、年2回開催され、2月から3月の会期と7月から8月の会期、それぞれ4週間となっている<sup>[4]</sup>。

### 1 報告制度

条約を批准した国は、「締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束」（条約第2条1項）しなければ

ならず、さらに、政府報告書は条約が効力を生ずる時から1年以内に提出し、その後は2年ごとに提出する決まりとなっている。また、政府報告書の提出に合わせて、NGOからAlternative Reportを作成し委員へ提出することができる。

報告の審議は、まず審議対象となる当該締約国の代表（国の代表。構成員数は多い場合には10名を超える）を交えて行われる。他方、委員会側は、特定の締約国の報告審議に責任を持つ国別報告者（Country Rapporteurs）が任命される。

報告審議は、まず、国の代表による報告書の紹介や、報告書提出後に生じた重要事項に関する追加報告がなされる。次に、国別報告者が、当該締約国の報告書について、条約履行に関する重要事項を説明したり、不十分な点を指摘したりする。その後、各委員が個別に発言し、条約の国内的実施状況についてコメントや評価を述べ、質問を行う<sup>(5)</sup>。

委員からの質問やコメントの後、時間に余裕があり、かつ国の代表がすぐに回答ができる場合は、国の代表の回答がはじまる。通常は、報告審議が終わった翌日（金曜日の午後に審議が行われた場合は、月曜日の午前中など）に行われる。

審議終了後、国別報告者が、提出国の国内実施状況に関する委員会の評価を記した最終所見を起草し、委員会の審議を経て、委員会の最終見解として採択される。

上記が、報告審議の一連の流れであるが、委員会の活動はこれだけではなく、2004年に設置された最終見解に対するフォローアップ制度がある。フォローアップ制度は、最終見解の中に含まれる問題の中でも、早期の対応が必要なものに関し、審議後1年以内に追加の情報提供を締約国に求めるものである<sup>(6)</sup>。

そのほかにも、委員会の活動として、国家通報制度、個人通報制度、早期警報措置および緊急手続きなど履行・監視を行っている<sup>(7)</sup>。

## 2 今会期人種差別撤廃条約委員会

第78会期人種差別撤廃条約委員会は、2月14日から3月11日まで開かれた。審査対象国は、アルメニア、ポリビア、キューバ、アイルランド、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、ルワンダ、セルビア、スペイン、ウルグアイ、イエメンの12カ国であった<sup>(8)</sup>。人種差別撤廃委員会は、一定の手続きを踏めば審議も傍聴することができる<sup>(9)</sup>。今会期から新しい試みとして、審査対象国の審議前に各国のNGOが委員へブリーフィングを行える時間が公式に設けられた。NGOとしては、委員へのロビイングの時間が増え、より具体的に国の人権状況を説明することが可能となった。

今会期で筆者が傍聴したのは主にヨーロッパの国々の審議であった。審議のなかで委員から各国政府へ共通した質問は、ロマの市民権および教育権をはじめとする基本的人権が侵害されている問題と誹謗中傷（Hate Speech。以下、ヘイトスピーチ）や憎悪犯罪（Hate Crime。以下、ヘイトクライム）、非平等雇用問題とそれに関わる法的措置、移民および難民の勾留施設と勾留期間などであった。

そのなかで筆者が関心を持った問題の一つに、マイノリティへの教育に関する問題がある。審議中、委員から各国政府がとったマイノリティ児童への教育政策に関する質問があった。たとえば、ロマの子どもたちの教育にどう対応しているのかという趣旨の質問であった。その質問に対し、セルビアの代表は、国がとった政策としてロマだけが通う学校を設立したということ述べた。それに対し、委員からは他のコミュニティとの隔離になる政策となるため、教

職員に対する差別禁止政策の指導、親への教育に関する意識を高める方策などを含む教育へのアクセスを促進する方策をとることが最終所見で言及された<sup>40</sup>。

この質疑応答を傍聴するなか、筆者は、既存の教育制度の中にロマの子どもや他のマイノリティの文化および言語を導入するための政策は、難しい側面を持っていると感じた。例えば、その国でマイノリティといわれている人々の数が他マジョリティよりも多い場合は、マジョリティとマイノリティが互いを理解するのに有効に作用する。しかし、マイノリティの数が非常に少ない、あるいは多数のマイノリティが混在する場合の教育カリキュラムをどう設置するかというものである。いずれにせよ、あらゆる問題に共通することは、政府が政策を実行する上で当事者との対話を十分に行うことである。その当事者とは政府が選んだ当事者の代表ではなく、当事者側から選出された人物であることが望ましい。また、このような状況を改善していくために各国政府が提出期限内に報告書を出し、各条約委員会の審査を受けることが重要であると改めて感じた。

次に、ヘイトクライムやヘイトスピーチ、非平等雇用問題とそれに関わる法的措置に関する審議である。ヘイトクライムとは、人種、宗教、民族性など、特定のカテゴリーに属する人々に対する憎悪または偏見に基づく犯罪である。次に、ヘイトスピーチとは、一般に誹謗中傷と訳されることが多いが、それだけではなく、特定の人・グループに対する憎悪を煽る、差別や暴力を扇動するというものも含まれる<sup>41</sup>。

今回の審査ではNGOからの情報をもとに委員から、アイルランドの非平等雇用問題（あるタクシー会社で、アフリカ系のタクシードライバーが排斥されていること）、スペイン<sup>42</sup>のヘイトスピーチ（国内に滞在する移民、北アフリ

カ出身者、ラテン・アメリカ出身者などに対してステレオタイプあるいは先入観をもった人種差別の報道がメディアで流されていること）に関すること、それに対する法的措置について各国政府に質問がでている。このヘイトスピーチのように表現の自由の保障に関わり、どの段階で規制や罰則を設けるのかという難題への各国の取り組みは、今後も引き続き注目されることだろう。

## 2 人権理事会の概要

人権理事会（Human Rights Council）は、2006年3月15日に国連総会決議（A/RES/60/251）によって人権委員会（Committee on Human Rights）に代わる機関として創設された<sup>43</sup>。創設されてから1年後の2007年6月18日に、第1会期が開かれ、人権理事会は、制度構築（Institution-building package）を決議し、普遍的定期審査（Universal Periodic Review. 以下UPR）の具体的内容および方法、特別手続等の人権委員会のメカニズムの見直しを第1会期の開催後1年以内に求められた<sup>44</sup>。UPRは、人権理事会のメンバー国の代表団からなる作業部会によって、全ての国連加盟国（2011年6月現在、192カ国）を対象に定期的に各国の人権状況の審査を行い（理事会の会期以外の時期に行われる）、理事会で結論・勧告およびそれに対する非審査国の回答を含む文書を採択するというものである。他には人権委員会の補助機関であった人権小委員会に代わり、人権理事会諮問委員会が設置された。諮問委員会は、18人の個人資格の専門家から構成され、理事会の「シンクタンク」として機能するよう設置された<sup>45</sup>。諮問委員会の役割は、理事会から要求されるテーマを研究・調査し、それに基づいて専門的意見を提供することである。また、人権理事会

表1 人権委員会と人権理事会の主な相違

	人権委員会	人権理事会
地位	経済社会理事会の機能委員	総会の補助機関（5年以内に総会がみなおし）
選出方法	経済社会理事会で出席し、かつ投票する国の過半数により選出	総会で全加盟国の絶対過半数により直接かつ個別に選出
メンバー国数	53カ国	47カ国
地理的配分	アジア12、アフリカ15、ラテン・アメリカ11、東欧5、西欧その他10	アジア13、アフリカ13、ラテン・アメリカ8、東欧6、西欧その他7
会期	年1回6週間（3～4月）	少なくとも年3回、合計10週間以上（1年を通じて定期的に会合）
任期	3年（再選制限なし）	3年（連続2期直後の再選は不可）
特別会期の開催	委員国過半数の要請	理事国3分の1の要請
メンバー国の資格停止	なし	総会の3分の2の多数により、重大な人権侵害をおこなった理事国の権利停止可能
メンバー国選出の際の考慮基準	なし	人権の促進と保護に対する貢献、自発的な制約と約束
メンバー国への要求	なし	人権の促進と保護の最高基準を保持、理事会との十分な協力、任期中にUPRを受ける
すべての国連加盟国に対する個別審査のメカニズム	なし	普遍的定期審査メカニズムの新設

出典）阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック 国際人権法』（第3版）日本評論社、2009年、179頁

には、特別手続<sup>66</sup>があり、特別報告者や作業部会などの専門家個人、集団が、NGOや人権侵害を受けた被害者などから情報を活用して人権侵害に対処する手続で、国別公開手続とテーマ別手続をあわせている。

人権委員会と人権理事会の主な違いは、表1を参照いただきたい。

人権理事会が設置された主な理由は、創設決議前文にある「人権問題の検討における普遍性、客観性および非選別性を確保することの重要性、ならびに、二重基準及び政治化を除去することの重要性<sup>67</sup>」であった。それは、人権委員会の懸念事項の一つであった、ダブルスタンダード（二重基準）をどう克服していけるかが課題であったからだ。

人権理事会は、政府間会議でメンバー国数は47カ国、各会期の参加者は、メンバー国の政府代表団ほか、オブザーバー資格の政府代表団、

国連諸機関、国内人権機関、国連経済社会理事会のNGO資格を持つNGOなどである。人権理事会では、少なくとも1年を通じて、年3回、合計年10週以上の会議が開かれることとなっており、3月の会議がメイン会議といわれている。

## 1 今会期の概要

2011年2月28日から3月25日までの4週間、国連欧州本部にて人権理事会第16会期が開かれた。今会期は、リビアの理事国権利停止から始まった。人権理事会が始まる直前の2月25日に開かれた国連人権理事会特別会合において、国連総会に資格停止を検討するよう勧告する決議案が採択され、3月1日、国連総会がリビアの人権理事会メンバーの資格停止決議案を全会一致で採択した。人権理事会が理事国の権利停止をしたのは今回が初めてであった。3月1日には、クリントン国務長官がハイレベルセグメン

トにおいて、当時リビアの最高指導者であったカダフィ大佐の即時退陣を求めた演説を行うなど、緊迫した幕開けであった。

会期の議題<sup>18)</sup>は、国連人権高等弁務官と国連人権高等弁務官事務所および事務局長の年間レポート（議題2）、開発の権利を含むすべての人権、市民的および政治的権利、経済的、社会的および文化的権利（議題3）、理事会の留意が要求する人権状況に関するもの（議題4）（朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、イラン、ミャンマー、コートジボワールなどにおける人権状況）、人権機関とそのメカニズム（議題5）、UPR（議題6）、パレスチナとその他占領されたアラブ領域における人権状況（議題7）、ウィーン宣言と行動計画のフォローアップと実施（議題8）、人種主義、人種差別、外国人排斥およびあらゆる形態の差別、ダーバン宣言と行動計画のフォローアップと実施（議題9）、技術支援およびキャパシティ・ビルディング（議題10）であった。

これらの議題は多岐にわたるため、そのなかで筆者が関心を寄せた事項に絞って報告する。その他人権理事会の決議内容は、国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトを参照されたい。（16th session of the Human Rights Council: Resolutions, decisions and President's statements, <http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/16session/resolutions.htm>）

## 2 議題3：マイノリティ（少数者）に関する問題

3月15日、マイノリティに関する問題の独立専門家、ゲイ・マクドゥーガル（Gay McDougall）がカンボジアとベトナムに訪問調査の報告<sup>19)</sup>をした。報告内容は、「紛争予防におけるマイノリティの権利の保護の役割に関するもの」であった。マクドゥーガルは、政策決定におけるマイノリティの効果的な参加、社会の中におけ

るマイノリティとマジョリティ間の話し合い、慣習の建設的な発展と社会の中で多様な調整のための制度的取り決めを報告書の中で強調した。さらに、早い段階（緊張と暴力によって引き起こされる抗議に発展する前の段階）においてマイノリティの権利に配慮することで、国連の中で予防文化へ計り知れないほどの貢献をもたらし、数え切れないほどの生命と持続的開発の促進を保持することができるだろうと述べた。また、マイノリティの権利は国連システムを横断し包括的に強化され、統合されるべきであると報告した。

採択された決議<sup>20)</sup>では、今回の報告に女性の状況が盛り込まれていなかったことが指摘され、次回の報告に盛り込むこと、また各国政府がマイノリティとの対話を重視してその政策に取り組むこと、国際機関も協力してマイノリティの問題に取り組むこと、などが盛り込まれた。

## 3 議題4：理事会の留意が要求する人権状況に関するもの

この議題では、ミャンマーや朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、イラン、大統領選挙後の混乱で死者や避難民が出ているコートジボワールの人権状況が報告された。これらの国々が特別報告者に調査協力するよう各国政府から指摘があった。また、朝鮮民主主義人民共和国の特別報告者は、一度も朝鮮民主主義人民共和国を訪問せずに報告書を書いているため、朝鮮民主主義人民共和国のさらなる協力が必要であると強調された。

この議題の決議では、ミャンマーの人権状況に関する特別報告者の任期の延長、コートジボワールに大統領選挙後の人権侵害に関して調査を行う国際委員会を派遣することなどが盛り込まれ、採択された<sup>21)</sup>。

#### 4 議題1：人権理事会の見直し

今年、人権理事会が設置されてから5年目にあたるため、今会期で人権理事会の作業や機能の見直しに関し決議された。まず、見直しが行われたのはUPRで、当初は審査の周期が4年であったが、今会期の決議で4年半とすることが決まった。それにより、現在1カ国に割り当てられている審査時間を3時間からそれ以上に延長することが決定され、審査の順番は1回目と同じ順番とすること、2回目以降の審査は1回目でその国が受け入れた勧告やその後の人権状況に焦点をあてること、受け入れた勧告のフォローアップに関する中間報告を任意で理事会に提出するよう促すことなどが決議された。また、特別報告者などの特別手続に関し、任命に関して透明性を一層強化することや、諮問委員会の理事会との協力を拡大するため、会期を理事会の3月会期開始直前と8月とすることなどを国連総会に決議するように求めた勧告が決議された<sup>23</sup>。

#### 4 IMADRの関与

今会期中、IMADRはスリランカやフィリピンにおける強制失踪について、職業と世系に基づく差別について二つのサイドイベントを開催した。

強制失踪に関するサイドイベントは、スリランカから強制失踪の問題に直面している当事者を呼んで、行われた。強制失踪の問題とは、国の政府および政策を批判した人びと（人権活動家など）が突然失踪し、その失踪には主に政府が関与しているといわれている。そして、失踪した人びとの多くが、拷問されているケースが多いとされている。また、たとえ強制失踪に関与した人びと（容疑者など）を特定できたとし

ても、彼らを捕らえるには国内法の手続が整っていないことが多く、罰することが難しい状況だというものである。また、この人権問題に関する国際人権条約「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」が2010年12月に発効（2011年4月現在、批准国は25カ国）した。国際的な枠組みができたことにより、さらなる国際機関および各国政府の取り組みが期待されている。

それらを踏まえてのサイドイベントとなった。今回のスリランカからきた当事者は、彼女の夫（漫画家で、政府の政策などを批判した風刺画を描いていた）が失踪し、失踪から1年経ても、その消息がつかめないというケースであった。その問題を、国際会議が開かれる場所において強制失踪の実態として伝えることで、スリランカの人権状況に関する報告、さらには他の国で同様の問題を抱えている人々あるいは、その問題に取り組むNGOとの連帯を求めることを目的としていた。サイドイベント中に、IMADRの理事長であるニマルカ・フェルナンド(Nimalka Fernando)は、スリランカ政府に、強制失踪を含む自国の人権侵害の状況に関して国内において活動することは認めるが、国外において活動を行った場合、「それなりの処罰を科す」と明言されたことを述べていた。今会期のスリランカ政府の声明文では、強制失踪に関して触れていなかった。

このサイドイベントを通して、人権侵害の状況に直面する人々が、どのような罰則を政府から受けても、その実態を国際的にアピールすること、また、国際規範に基づき各国政府があらゆる人権問題に取り組むことの重要性を改めて実感した。

次に、職業と世系に基づく職業差別に関するサイドイベント<sup>24</sup>である。このサイドイベントのパネリストは、国連マイノリティ問題独立専



門家のゲイ・マクドゥーガル、国連人権高等弁務官事務所のヨハン・オルハゲン（Johan Olhagen）、National Campaign for Dalit Human Rights（NCDHR、インド）のポール・ディヴァカー（Paul Divakar）、Feminist Dalit Organisation（FEDO、ネパール）のドゥルガ・ソブ（Durga Sob）、Dalit Solidarity Network（英国）のミーナ・ヴァルマー（Meena Varma）、Nagorik Uddyog（バングラデシュ）のザッキア・フセイン（Zakir Hossain）、IMADRの白根大輔とニマルカ・フェルナンド（スリランカ）であった。

このサイドイベントは、その問題に直面する当事者からの報告からはじまった。

ディヴァカーは、インドには2億人の不可触民（アンタタッチャブル。イスラム教・キリスト教など他宗教の信徒は含まれていない。以下、当事者の自称であるダリット（Dalits）を用いる）がおり、ダリットに対する身分差別を禁じ、ダリット差別を罰する法があると報告した。一方で、実体法があるにもかかわらず、ダリットに対する暴力や差別の問題に対する具体的な活動が不足していること、また国連がこの件に関する取り組みに消極的であることも指摘していた。

次に、ソブから国内法と国際法の乖離に関する報告があった。例えば、ネパールの民法には、非差別に関する規定があり、それはカースト制度に基づく差別に終止符を打つような条項である。しかし、法律扶助システムはダリット問題に対応するものとはなっていない、と指摘した。

ヴァルマーは、イギリスには少なくとも25万人のダリットがいるが、イギリスでは、カースト制度に基づく職業差別があるということが認識されておらず、政府の取り組みも遅れている状況であると報告した。

フセインは、バングラデシュには、まだ根強

くカースト制度に基づく職業差別があることを報告した。それに対し、市民社会が徐々に取り組むようになっているが、国内法では、まだ世系に基づく職業差別に関する規定がないことを報告した。

白根は、国際的なレベルで人種差別撤廃条約の実現に向けて取り組んでいることを述べ、日本が人種差別撤廃条約を批准して策定した法律と国際的関与と現実のギャップに関して触れた。また、日本政府が一般的コメント29の用語の定義と解釈を受けいれていないことを問題として報告した。

フェルナンドは、スリランカにおける複合的差別（女性として性差別を受け、カースト制度に基づく差別を受けている）に関して報告した。フェルナンド自身の体験をもとに、自身の職業が弁護士であり社会的ステータスでは上層部に位置するが、カースト制度に基づく差別によって彼女の経歴を調べられたことなど、未だに根強い世系に基づく職業差別が存在することを述べた。また、彼女はグローバルな連帯には人権の普遍性と保護・促進の要求が重要であることを強調した。

これらダリットに対する国内の差別が未だに続くのは、植民地主義が現在でも生き続けているからだと筆者は考える。なぜなら、被植民者であった人々（主にエリート層）の内面には「精神の植民地化」<sup>24</sup>が生まれ、植民者への同一化をはかろうとする傾向があるからであり、それによって自分たちよりも弱い立場の人々を差別する状況が生まれる。

この状況から、植民地主義は、決して過去の出来事ではなく、現在も続く問題なのである。

## おわりに

IMADRでのインターンの仕事は、人種差別

撤廃委員会、人権理事会ともに会議の議事録をとることであった。また、IMADRが重点をおいている問題関心以外にも、インターン自身が関心を持つ会議およびサイドイベントに参加することができた。その仕事を通して、自身の議事録作成のスキルアップの向上と、筆者の出身である沖縄が直面する問題（国の政策決定の場において沖縄人の意思決定権がないことなど）と類似する問題を抱える当事者の話を直接聞くことができた。また、IMADRが重点を置いている問題を中心に議事録をとることで、新たな知識が増え、大変有意義なものであった。

今回のインターンを通して、人種差別撤廃委員会では、各国が自国の慣習、文化に合わせながら人権条約をどう実施させていくのか、また、近年顕在化してきた問題に対する取り組みの難しさを改めて実感した。

IMADRのインターンを通して、あらゆる人

権状況の改善には、政府、NGO、市民が相互に協力し話し合いを持つことによって、人権の保護、促進に取り組んでいくことができると考える。

また、人権理事会では国際舞台でダイナミックに繰り広げられる各国の代表同士の議論を肌で感じた。他方で、アジアやアフリカ、南米諸国が声明を読み上げる際、欧米諸国の席に空席がみられた。そこから、2001年のダーバン会議で確認された植民地主義の責任を欧米諸国は正面から向き合おうとしているのかという疑問が残った。ダーバン会議で採決された宣言や行動計画の審査も重要なことではあるが、現在も残る欧米諸国の植民地主義を今一度指摘する必要があるのではないかと。人権理事会のような人権の保護・促進に努める機関の中で脱植民地主義に取り組むことは重要ではないのかと考え始めた。

## 注

- (1)Committee on the Elimination of Racial Discrimination - Members.  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cerd/members.htm>（アクセス日2011年6月20日）
- (2)畑博行・水上千之編『国際人権法学論』〔第4版〕有信堂高文社、2006年、103頁。
- (3)村上正直『入門・人種差別撤廃条約』解放出版社、2009年、40頁。
- (4)会期の時期に関して、おおむね、上記にあげた時期に開催されるが、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の「CERD」のウェブサイトを確認していただきたい。
- (5)村上、前掲書、43～44頁。
- (6)詳しくは、村上、前掲書、47頁参照。
- (7)国家通報制度および個人通報制度、早期警報措置、緊急手続きは、村上、前掲書、47～58頁を参照。
- (8)Committee on the Elimination of Racial Discrimination 78<sup>th</sup> session.  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cerd/>

cerds78.htm（アクセス日2011年6月20日）

- (9)詳しくは、OHCHR 'Committee on the Elimination of Racial Discrimination - Working Methods'。  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cerd/workingmethods.htm#B> を参照（アクセス日2011年6月20日）。
- (10)Concluding observation of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination Serbia (CERD/C/SRB/CO/1), para 15.
- (11)Michael L. Siegel 'Hate Speech, Civil Rights, and the internet: the jurisdictional and human rights nightmare', *Albany Law Journal of Science & Technology* 9 *Alb. L.J. Sci.*, 1999, p.379.
- (12)最終所見CERD/C/ESP/CO/18-20.
- (13)人権理事会の設立経緯および各委員会の機能は、阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック 国際人権法』〔第3版〕日本評論社、2009年、179～222頁参照。
- (14)Resolution 60/251.
- (15)神戸大学の坂元茂樹教授も諮問委員会のメンバーの



- 一人である。
- (16)OHCHR HP "Special Procedures of the Human Rights Council".  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/chr/special/index.htm> (アクセス日2011年6月20日)
- (17)A/RES/60/251, p.2. 日本語訳は、阿部浩己他、前掲書、180頁より引用。
- (18)A/HRC/16/1.
- (19)報告書番号A/HRC/16/45。
- (20)A/HRC/RES/16/6.
- (21)ミャンマー (A/HRC/RES/16/24)、コートジボワール

- (A/HRC/RES/16/25)、朝鮮民主主義人民共和国 (A/HRC/RES/16/8)、イラン (A/HRC/RES/16/9)。
- (22)決議文書：A/HRC/RES/16/21。
- (23)IMADR HP 'IMADR Side Event: Discrimination based on Work and Descent'.  
[http://www.imadr.org/descent/un/imadr\\_side\\_event\\_discriminatio/v](http://www.imadr.org/descent/un/imadr_side_event_discriminatio/v) (アクセス日2011年6月20日)
- (24)野村浩也「精神の植民地化はおわらないーゲギ・ワ・ジオンゴ『精神の非植民地化』』『季刊前夜』第I期6号、影書房、2006年、95頁。